

令和6年度地域包括ケアシステム実践者向け研修事業（介護予防実践研修） 業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和6年度地域包括ケアシステム実践者向け研修事業（介護予防実践研修）業務

2 業務の目的

介護予防事業は、高齢者が要介護状態となることの予防と、要介護状態における重度化を防止し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としている。

本業務により、市町村が、地域支援事業等を活用して、効果的な介護予防・自立支援・重度化予防を推進する体制を構築するとともに、市町村職員等が多様な事業・資源・取組を一体的に活用できるノウハウを習得できるよう、研修を行う。

3 委託の期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 概要

市町村が、地域支援事業等を活用して、効果的な介護予防・自立支援・重度化予防を推進することができる体制を構築するとともに、市町村職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、リハビリテーション専門職等が、市町村の多様な事業・資源・取組（総合事業・一般介護予防事業・地域リハ活動支援事業・生活支援体制整備事業等）を一体的に活用できるノウハウを習得するための研修を実施する。

(2) 受講対象者

- ア 県内市町村の介護予防事業の担当職員
- イ 地域包括支援センター職員
- ウ 生活支援コーディネーター
- エ リハビリテーション専門職

(3) 研修内容等

- ア 回数：3回以上
- イ 実施時期：9月～12月
- ウ プログラム：①全体研修会（総合事業短期集中予防サービスの意義・活用方法等）
②基礎研修（総合事業短期集中予防サービスの立ち上げ方法及び情報交換等）
③発展研修（総合事業短期集中予防サービスの先進事例の共有及び情報交換等）

※①～③について、各1回以上実施すること。

エ 参加者数：200人程度

※ 参加者が想定を上回った場合も、県と協議の上、可能な限り受講枠を増やすこと。

(4) 実施方法

原則オンライン

(5) 業務内容

受託者は、県と十分に情報共有を図りながら下記の業務を実施する。

ア 研修の企画

- ・研修プログラムの作成
- ・研修日程の調整、研修会場の確保
- ・講師の選定、講師の依頼、講師との連絡調整、講師に対する謝金や交通費の支払い、講師との事前打合せ

イ 研修運営

- ・開催案内の作成・送付、受講者からの問い合わせ対応
- ・受講申込みの取りまとめ、受講者の決定、受講者リストの作成
- ・研修資料の作成・送付
- ・研修当日に必要となる消耗品の手配
- ・研修当日の運営（受付・司会進行等）・問い合わせ対応
- ・研修の録画
- ・その他円滑かつ効果的な実施のために必要な業務

ウ 研修後

- ・アンケートの実施・取りまとめ
- ・研修動画の納品（必要に応じて編集を行うこと）

(6) 研修の留意事項

- ・日程調整、プログラムの作成、講師の選定等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。
- ・研修には、県内市町村の介護予防事業担当者や地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、リハビリテーション専門職ができるだけ参加できるよう、開催日程などを工夫すること。
- ・業務を実施するに当たり、適宜、県地域包括ケア課で行う他の研修や介護予防事業に係るアドバイザー派遣等の業務と連携すること。
- ・研修のプログラム等を鑑み、効果的な研修にするための他の方法があるときは、県と協議し十分な理由があると判断した場合には実施方法の変更が可能とする。
- ・研修開催終了後、契約終了までオンデマンド配信を行うこと。具体的な配信方法については県と調整して決定する。
- ・オンデマンド配信は、県内市町村の介護予防事業の関係者へ周知すること。

5 その他留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を

与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本事業の報告書に係る一切の権利は埼玉県に帰属するものとする。
- (8) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。